b　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8)　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

○財務省告示第五号
金融庁
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

附則第二条中「基準」の下に「（次条において「新告示」という。）」を加える。

附則に次の一条を加える。

第三条　この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新告示第一条第六号の三の規定の適用については、同号中「提供している者又は提供しようとする者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

○金融庁
農林水産省告示第八号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第百十二条第五号ニ、第百十三条第三号ハ並びに第百十六条第一項及び第二項の規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

第二条第一項中「次項に定める」の下に「自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中第一号及び第二号ヘを削り、同号ト中「第十四条」を「第十四条各号」に、「第五条第五号」を「第五条第一項第七号」に改め、同号トを同号ヘとし、同号を同項第一号とし、同項第三号ヘ中「第二十条第一項第二号及び第五号」を「第五十六条の五第二項第二号、第百二条、第百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条」に、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号を同号トとし、同号ヘ中「第八条第一項第三号及び第六号」を「第五十六条の五第二項第二号、第百二条、第百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条」に、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号ト中「第二条」を「第二条各号」に、「第五条第五号」を「第五条第一項第七号」に改め、同号トを同号ヘとし、同項第二号及び第三号ヘを削り、同号ト中「第二条」を「第二条各号」に、「第五条第五号」を「第五条第一項第七号」に改め、同号トを同号ヘとし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号ヘ中「第八条第一項第三号及び第六号」を「第五十六条の五第二項第二号、第百二条、第百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条」に、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第五号ヘ中「第八条第一項第三号及び第六号」を「第五十六条の五第二項第二号、第百二条、第百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条」に、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号ヘ中「第八条第一項第三号及び第六号」を「第五十六条の五第二項第二号、第百二条、第百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条」に、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号ヘ中「第八条第一項第三号及び第六号」を「第五十六条の五第二項第二号、第百二条、第百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条」に、「資本控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「次条第三項第九号」を「次条第四項第八号」に改め、ホを削り、ヘをホとし、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「第十四条」を「第十四条各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

十　貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2　自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

第三条第一項中「次項に定める」の下に「自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項第一号中「自己資本比率告示第八条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社」を「その他金融機関等であって農林中央金庫の子法人等であるもの」に改め、同項中第二号及び第三号ヘを削り、同号ト中「第二条」を「第二条各号」に、「第五条第五号」を「第五条第一項第七号」に改め、同号トを同号ヘとし、同項第二号及び第三号を同項第三号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第六号を同項第七号イ(9)及びロ(3)中「自己資本から控除した」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号ハ(9)及びニ(4)中「自己資本から控除した」を「百パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中ホを削り、ヘをホとし、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イ中「連結の範囲」の下に「（以下「会計連結範囲」という。）」を、「相違点」の下に「及び当該相違点の生じた原因」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

第三条第二項第一号ニ中「主要な金融業務」を「当該金融業務」に、「及び」を「、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに」に改め、同号ホを削り、同号ヘを同号ホとし、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第二条」を「第二条各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2　自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

第四条中「第二条第三項及び前条第三項」を「第二条第二項及び前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第二条第三項第十号に定める貸借対照表の科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説